

議案第 78 号

専決処分事項の指定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 18 年 6 月 29 日

大崎市議会議長 遠藤 悟 様

提出者	大崎市議会議員	栗 田 彰
賛成者	〃	富 田 文 志
〃	〃	後 藤 錦 信
〃	〃	青 沼 智 雄
〃	〃	三 神 祐 司
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	大 友 文 司
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	笠 原 校 藏
〃	〃	佐 藤 清 隆

## 専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，市長において専決処分することができる事項を，次のとおり指定する。

- 1 法律上，市の義務に属する損害賠償（交通事故によるものに限る。）につき 1 件 100 万円を超えない範囲内において，その額を定めること及びこれに伴う和解に関する事。
- 2 公の営造物の設置又は管理の瑕疵による損害賠償につき 1 件 100 万円を超えない範囲内において，その額を定めること及びこれに伴う和解に関する事。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について，500 万円の範囲内で増額又は減額する変更契約を締結する事。